

製品のカーボンフットプリントに係るモデル事業委託業務 公募型プロポーザルに係る企画提案書作成のための仕様書

1. 企画提案書に記載する事項

2 の業務内容のうち【提案】と記載している内容を提案すること。

2. 業務内容

業界団体や業界に広く影響力がある企業群（以下「支援実施団体」という。）によるカーボンフットプリント（以下「CFP」という。）算定の体制構築を支援するとともに、商工会等支援機関及び大学等高等教育機関における CFP の算定に係る人材の育成支援を実施すること。

(1) 支援を実施する業界団体・企業群

和歌山県が選定する支援実施団体 2 団体程度

※契約締結日時点では、支援実施団体は選定されている予定

(2) CFP 教材の作成

支援実施団体以外への CFP の普及に活用できる教材を和歌山県及び国立大学法人和歌山大学と共同で作成し、データ（印刷物は不要）で納品すること。また、作成した教材については、(3)の CFP セミナー及び CFP 模擬算定ワークショップで実際に活用し、必要に応じて更新すること。

なお、令和 8 年度以降、和歌山県及び国立大学法人和歌山大学において、必要に応じて更新することができる汎用性の高い教材とすること。

【提案】 CFP 教材の具体的な内容を提案すること。

(3) CFP セミナー等の開催

支援実施団体及びその他関係者を対象に、CFP の基礎知識を習得できるセミナー及び CFP 模擬算定ワークショップを各 1 回程度開催すること。

なお、参加者の取りまとめについては、支援実施団体及び和歌山県が実施する。

【提案】 内容、講師、手法、場所、時期等セミナー及びワークショップの具体的な計画を提案すること。

※支援実施団体ごとの開催を想定しているが、支援実施団体をまとめて開催する方が効果的な場合は、まとめた開催の提案も可能とする。

(4) アドバイザリー支援

支援実施団体及びその他関係者からの CFP 算定に関する問い合わせに対応するとともに、月 1 回程度（1 回当たり 1 時間程度）のアドバイザリー支援を実施すること。また、令和 8 年度以降の取組に対する課題を整理し助言（自走に向けた支援）を実施すること。

【提案】 支援体制（人員配置、連絡体制、手法、スケジュール等）を具体的に提案すること。また、支援を実施する人員の資格及び具体的な実績が分かる書類を提出すること。

3. 対象となる経費

- (1) CFP 教材の作成に係る経費（デザイン費等）
- (2) CFP セミナー等の開催に係る経費（謝金、旅費、印刷費、消耗品費、会場費等）
- (3) アドバイザリー支援に係る経費（人件費、ツール費等）
- (4) その他運営に要する経費（レンタル費等）

4. 留意点

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、和歌山県と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (2) 支援者が事故等で勤務できなくなった場合においても、同等の人員を配置できる体制を整えること。
- (3) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。
- (5) 賃金台帳、領収書等の実際の支出額が確認できる書類を業務完了時に、和歌山県に提出するとともに、完了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。

5. その他

- (1) 4の留意点に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
- (2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (3) 委託先については、ア～エの審査項目に従って評価し、総合得点により決定する。
 - ア CFP の普及に活用できる汎用性の高い教材となっているか。
 - イ CFP の基礎知識を習得できる効果的なセミナーとなっているか。
 - ウ CFP の算定方法が身につく効果的なワークショップとなっているか。
 - エ 本業務を遂行できる十分な支援体制となっているか。
- (4) 本業務の成果、本業務において購入した備品その他消耗品の所有権は、和歌山県に帰属する。
- (5) 本業務の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として和歌山県に帰属する。
- (6) 本仕様書に明記なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、和歌山県と協議の上、業務を進めるものとする。